

令和6年3月8日

行政委員会事務局監査部監査課特別監査担当（6208－8573）

## 住民監査請求（特別養護老人ホーム入所措置に要した費用等に係る監査請求）の結果について

大阪市監査委員は、次のとおり、令和6年2月8日に提出された住民監査請求について、令和6年3月8日に請求人に監査結果を通知しました。（却下、監査結果は同年3月7日決定）

### 1 請求の要旨

大阪市が請求人の母親に対して行った、高齢者虐待防止法に基づく緊急一時保護や老人福祉法に基づく特別養護老人ホームへの入所措置等は、誤った判断に基づいて行われたものであり、これらの措置に伴い本件入所措置等に要した費用が違法・不当に公金支出されているため、下記の措置を求める。

- （1）本件入所措置等を直ちに解除することで、本件入所措置等の継続によりこれ以上の費用が大阪市に発生することを防止する措置
- （2）関係部署の職員に対し、損害を補填させる措置

### 2 判断

地方自治法（以下「法」という。）第242条に定める住民監査請求は、長や関係職員等による違法、不当な財務会計上の行為又は怠る事実について、住民が監査委員に対して監査及び防止、是正の措置を請求することにより、地方公共団体の財政の腐敗防止を図り、住民全体の利益を確保することを目的としている。

この点、最高裁判所昭和53年3月30日判決では、住民訴訟における住民の有する訴権は、住民全体の利益を保障するために法律によって特別に認められた権利であり、原告は、自己の個人的利益のためや地方公共団体そのものの利益のためではなく、専ら住民全体の利益のために、いわば公益の代表者として地方財務行政の適正化を主張するものである旨判示している。

また、東京地方裁判所平成9年4月21日判決においても、住民監査請求の請求人である住民が、監査委員に対して監査及び必要な措置等を求めうる地方自治法上の地位は、請求人の私的な権利、利益の保護を目的とするものではなく、公益的かつ公法的なものである旨判示している。

これらの判決によれば、住民監査請求は、自己の法律上の利益に直接関わりのない事項について、専ら住民全体の利益のために、公益の代表者としての立場において請求するものであって、請求人個人の具体的権利利益を保護するためのものではないと解される。

上記の点から、本件請求が住民監査請求の要件を満たしているか検討した結果、下記のとおり判断となった。

請求人は、大阪市が請求人の母親に対して高齢者虐待防止法に基づく緊急一時保護や、その後の老人福祉法に基づく特別養護老人ホームへの入所措置（以下「本件入所措置」という。）等を行ったが、それは、請求人が請求人の母親を虐待していたという大阪市の誤った判断に基づいて行われたものであるなどと主張し、これらの措置に伴い本件入所措置等に要した費用が違法、不当に公金支出されているとして、本件入所措置等を直ちに解除することを求めるとともに、大阪市関係部署の職員に対して損害を補填させる措置についても求めている。

しかしながら、本件請求は、請求書や添付の事実証明書の内容からすると、本件入所措置や面会制限措置等に伴う、請求人及び請求人の母親に関する公金の支出について、住民監査請求制度を通じた是正を求めるものであり、専ら請求人等の個人的かつ私的な利益を主張しているものと解され、地方財務行政の適正な運営を確保し、住民全体の利益を保障することを目的とする住民監査請求制度本来の対象とするところではない。

以上の点から、本件請求は法第 242 条の要件を満たしておらず、住民監査請求の対象とならないものと判断した。